

伊賀市空家等維持管理サービス事業者登録制度

〒518-8501 伊賀市四十九町3184
伊賀市役所 空き家対策室
☎0595-22-9676

市が空家等の維持管理サービス事業者を登録し、空家等所有者等に紹介することで、空家等の適正管理を促進します。

1. 登録対象事業者チェック

次のチェック項目がすべて✔がある場合は登録対象事業者となります。

- ☐ 住民自治協議会
- ☐ 次のいずれにも該当する法人又は団体である
 - ☐ 伊賀市内に事業所がある
 - ☐ 法人又は団体である場合は、定款、規約、会則等を定めている
 - ☐ 課税対象の法人又は団体である場合は、市税、国税等の滞納がない
 - ☐ 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としない
 - ☐ 暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員でない

2. 維持管理の内容とオプションサービス

登録を希望する事業者は下記の（１）から（３）の事業は必須です。（４）は事業者の特色を生かして設定することができます。

- （１）空家等の外見の見回り
- （２）空家等の通気及び通水
- （３）空家等の敷地の草刈り
- （４）空家等の維持管理に伴う独自のサービス

3. 登録手続きの流れ

伊賀市	事業者	流れ
		①申請書入手 ホームページから取得するか 直接窓口までお越し下さい
	☐ 事業者登録申請書 ☐ 定款、規約、会則 ☐ サービスの内容と料金プラン表 ☐ 完納証明書 ☐ 履歴事項証明書	②登録申請 申請書及び提出書類を準備し 空き家対策室へ郵送又は持参 して下さい。
審査	結果通知	③審査結果の通知 提出書類を審査し、審査結果 を通知します。
市ホームページへ掲載 プラン等の公表		④市ホームページへの公表

登録事業者へのお願い

- （１）空き家バンク利用者に維持管理等に係る費用明細について十分な説明を行って下さい。
- （２）空家等に立ち入る場合は、立ち入る日時等を事前に所有者等に連絡すること。
- （３）サービスの提供によって知り得た事実を漏えいしてはいけません。
- （４）空家等の鍵を預かる場合は、管理簿を備え使用状況を記録するなどその管理を徹底すること。